

はしご自動車連携・協力実施計画（案）【概要版】

【はじめに】

消防本部を取り巻く環境は、近年著しく変化しており、次の２点について特に課題を抱えている。

全国的に人口減少と少子高齢化が進行しており、特に南予地方においては人口減少が最も顕著な地域であり、人的・財政的な資源に限られる中で、消防需要の変化や消防力の確保が課題となっている。

近年の災害は、激甚化・広域化の傾向にあり、ひとたび大規模災害が発生した場合、単独の消防本部では対応が困難な状況も想定され、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震への対応も含め、現実的な応援・受援体制の構築が求められている。

これらのことから、八幡浜大洲地区消防連携・協力検討委員会を設置し、上記のような状況下において、隣接する八幡浜地区と大洲地区が消防事務の一部を相互に連携・協力し、限られた資源を有効活用して補完し合うことで、広域的な災害対応体制を確立し、消防力の一層の強化を図ることを目的として協議を進め、このはしご自動車の連携・協力実施計画を策定した。

【消防本部の概要】

	面積（k㎡）	人口（人）	世帯数（世帯）
八幡浜地区消防	226.63	36,343	19,175
八幡浜市	132.65	28,961	15,055
伊方町	93.98	7,382	4,120
大洲地区消防	731.55	52,213	26,062
大洲市	432.12	37,931	19,231
内子町	299.43	14,282	6,831

（令和８年３月３１日現在）

【中高層建物の状況】

区 分	棟数	うち架梯可
八幡浜地区消防	八幡浜市	122
	伊方町	29
大洲地区消防	大洲市	71
	内子町	10

中高層建物とは高さ１５メートルを超える建物をいう。

【はしご自動車の出動件数】

災害種別		火災	救助	警戒	その他	計
消防本部						
八幡浜地区消防	H23年3月23日～ R8年3月31日	1	1		7 ₁	9
大洲地区消防	H15年1月23日～ R8年3月31日	3	1		2	6

1 自動火災報知設備、非常警報設備の鳴動による出動含む

【連携・協力を行う消防事務内容】

八幡浜地区施設事務組合と大洲地区広域消防事務組合管内における災害において、はしご自動車を1か月のローテーションで、それぞれの消防本部に配置し運用する。

出動体制については、両消防本部からの要請に基づき、はしご自動車配置消防本部から出動し、要請消防本部の指揮下に入る。

【連携・協力実施による効果】

はしご自動車の整備費用及び維持管理費用の低減、現場活動要員の増強に伴う消防力の強化が図れる。

【主な協議事項と結果】

項 目	協議結果
連携・協力の方式	地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づく連携協約の方式とする。
運用開始時期	令和 9 年 4 月 1 日からとする。
車両等の整備計画	両事務組合により新たに共同で整備するのではなく、八幡浜地区施設事務組合が保有している車両を共同で運用する。 連携・協力実施後に更新する車両は、両事務組合で整備する。
経費負担方法	維持管理費の 50%を両組合で均等に負担し、残りの 50%をそれぞれの組合の該当年度の基準財政需要額（構成市町の消防費に係る基準財政需要額の合計額）に応じた割合を負担する。 更新する車両についても同様とする。